

雜載

日月華等門渡殿上前入自明義門渡御前、先左右馬助著調腋袍平、次左御馬七疋結唐尾、櫛近衛衣、布帶、伊知次左右允平胡、籙、次御馬七疋如左、次左右屬裝束、靴沓等、次次第退出、次上御簾抑院比歷中、宮小一條院無牽別、東宮有牽別云々、又或人云、宜陽殿敷座、大膳儲饌云々、而大外記頼隆真人稱無先例之由、令撤却先了云々、又兵部省御弓等付内侍所退出云々、

〔日本紀略後十四條〕長元元年正月七日癸卯無節會、但白馬不裝束牽渡、右大臣以下參仗座有見參事、〔孝亮宿禰記〕慶長十年正月一日子、主上陽成依御不例、四方拜無之、節會同無之、

〔枕草子〕ころは正月略、○中七日は略、○中白馬見んとて、里人はくるまきよげに去たて、見にゆく中の御門のとじきみひきいる、程かしらども一とところにまろびあひて、さしぐしもおち、よいせねば、おれなどしてわらふも又おかし、左衛門のちんなどに、殿上人あまたたちなどとして、とねりの馬どもをととりて、おどろかしてわらふをはつかに見いれたれば、たて去とみなどの見ゆるに、とのもりづかさ女官などのゆきちがひたるこそおかしけれ、いかばかりなる人、このへをかきたちならすらんなどおもひやらる、うちにも、見るはいとせばきほどにて、とねりがかほのきぬもあらはれ、去ろきもの、ゆきつかぬところは、まことにくろき庭に、雪のむらぎえたる心ちしていと見ぐるし馬のあがりさはぎたるもおそろしくおぼゆれば、ひきいられてよくも見やられず、

踏歌節會

踏歌節會ハ、正月十六日ニ行フ儀ニシテ、持統天皇ノ七年ニ創ムル所ナリ、後之ヲ女踏歌ト稱シ、前二日ニ行フモノヲ男踏歌ト稱ス、而シテ臨時ノ踏歌社寺ノ踏歌及ビ私ニ行フ踏歌